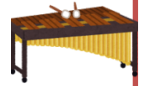


# 事務センターだより

## 人事委員会勧告について(主なもの)



- ①給料表及びH28年度の諸手当は改定なし(国は引き上げ)
- ②ボーナスは年間0.1月分引き上げ(12月分勤勉手当に配分) 年間4.30月分になる
- ③平成29年度から扶養手当の見直し 配偶者は段階的に6500円へ減・子どもは段階的に10000円へ増・配偶者がいない職員の扶養手当を段階的に引き下げその他職員と同額にする
- ④介護時間取得等に係る給与の取扱いは国の取扱いに準拠すると規定 等々

## 確定申告について

年末調整で処理できない以下の項目は税務署に確定申告することにより税金が戻ってくる可能性があります。主なものは以下のとおりです。

- ・1年目の住宅ローン税額控除
- ・医療費控除(10万円以上)
- ・寄付金控除やふるさと納税(特例あり)
- ・年末調整で控除できなかった証明書がある
- ・年末調整に提出した書類に誤りがある

等々

確定申告期間は2月中旬から3月上旬まで!!

9月分旅費支払日は11月25日(木)  
期末勤勉手当支払日は12月9日(金)です  
支給額は2.175ヶ月分  
(改定があれば2.275ヶ月分)



## このような場合は事務職員に相談を...

- ・配偶者が働き始めたり、子のアルバイト等の収入が108333円を越える月がある、また学生だった子どもが就職した等、被扶養者の状況に変化があった
  - ・アパートの契約更新ハガキが届いた 等々
- 自分の周りで今までと変わったことが生じた場合はお互いのために必ずご相談ください

## 特殊勤務実績簿について

11月分は11月28日(月)締切  
その後、すぐにシステム入力し、12月の給与で支給します。必ず提出期限を守ってください

## 扶養には3種類あるって何???



一口に扶養と言ってもその中身には3つの種類があります

- ①給与上の扶養...収入130万円以下⇒給与で扶養手当支給
- ②税法上の扶養...収入103万円以下⇒収入から必要経費として一定額が控除
- ③保険証の扶養...扶養手当対象者及び一定の基準額以下の者⇒職員の保険の被扶養者として掛金を支払うことなく保険証を使用できる

知らないうちに... 私たちの給与は人事委員会勧告により改定されますが、知らないうちに様々な変更があるのをご存知ですか?最近ではH27.6月まで期末勤勉手当の基礎算定額に扶養手当も入っていましたが、H27.12月分より勤勉手当の算定額から除かれ実質支給額減となっております。毎月配布している給与明細を支給額のみ確認してる職員が多いとは思いますが、明細にはあまり知られていない情報が載ってます。前月や前年と比べると面白い発見があるかも知れません!